

### 第3回関市自治基本条例策定審議会 会議録

- 1 日 時 平成25年2月26日(火)  
開会 午後7時00分 閉会 午後9時11分
- 2 場 所 関市役所6階 大会議室
- 3 出席委員 (◎会長、○副会長)
- |      |       |                |
|------|-------|----------------|
| 1号委員 | 阪野 貢  | 公募委員           |
|      | 亀井 専  | 公募委員           |
|      | 梅田洋子  | 公募委員           |
|      | 濱岸利夫  | 公募委員           |
|      | 黒田 勉  | 公募委員           |
|      | 薫田文悟  | 公募委員           |
|      | 濱島純子  | 公募委員           |
|      | 安田光昭  | 公募委員           |
|      | 野澤敬子  | 公募委員           |
|      | 佐藤孝洋  | 公募委員           |
|      | 杉山健二  | 公募委員           |
|      | 西澤達也  | 公募委員           |
|      | 澤井三男  | 公募委員           |
|      | 増井紘昭  | 公募委員           |
| 2号委員 | ○山中一義 | 関市自治会連合会会長     |
|      | 石井和典  | 関市老人クラブ連合会会長   |
|      | 長屋政明  | 関市社会福祉協議会副会長   |
|      | 栗倉元臣  | 関商工会議所副会頭      |
|      | 浅野欽一郎 | 関市まちづくり協議会会長   |
|      | 清水宗夫  | 関市青少年健全育成協議会会長 |
|      | 高井奈津子 | 関市地域情勢の会連合会副会長 |
| 3号委員 | ◎鈴木 誠 | 愛知大学地域政策学部教授   |
|      | 土屋康夫  | 元岐阜新聞論説委員      |
|      | 北村隆幸  | 関市市民活動センター事務局長 |
- 4 欠席委員 1号委員 後藤律而 公募委員  
高村明宏 公募委員

		吉田宰志	公募委員
	2号委員	杉浦康弘	(社) 関青年会議所理事長
		北村正敏	岐阜県関刃物産業連合会会長
		杉山ミサ子	関市NPO連絡会会員
5	その他の出席	事務局	
		山下清司	市民協働課長
		森川哲也	市民協働課主幹
		相宮 定	市民協働課課長補佐
		中村亜由美	市民協働課係長

## 6 議事

(開会 午後7時00分)

会長

### 1 会長あいさつ

今日が第3回目になりましたこの委員会ではありますが、この間、進め方も含めていろんなご意見をいただいて、徐々に審議を進めているところでございます。前回、目的・定義・条例の位置付け等について話し合いをしましたが、まだまだ不十分な所もありましたので、その結果、少し議論を深めていこうというご意見がありました。あるいは、今日は新しい所に踏み込むというご意見もあるかと思えます。前回から皆さんには、3つのグループに分かれていただいて、お一人お一人の意見が出しやすいようにということと、出された意見を正確に記録されて、これからの素案を作っていくうえでの良い材料になるようにということで、このような形で進めました。まだまだ、いろいろと改善しながら議論を進めていかなければならないところですが、これから出された意見を精査して条例の素案をつくる準備をしていく作業が必要になってくるのではないかと思います。

これからもう一つ大事になってくるのは、検討している自治基本条例が、これからのまちづくりにとって、どのように役立つものとしてつくるのか、あるいは、自治基本条例は行政基本条例と正確にいいますが、行政の様々な施策及び特別法としての特殊条例、こういったものの一つの根拠になってきます。つまり、どの条例もバラバラではなく、国の法律に縛られるのではなく、それぞれのまちづくりの必要性に基づいて、いろいろな条例をつくるのですが、どれにも共通する項目として利用されるような条例にしていく必要があります。関市にとってこの基本条例というものが、どのような目的をもった条例として

つくっていくのかを具体的にイメージされていく必要があるのではないかと思います。他のまちが何をやっているのか、他のまちがどのようなつくり方をしているのか、そのような情報も一時は大事ですが、関ではどのようなまちづくりのためにこの条例が必要なのか、このところはこれから時間をとってどこかでしっかりと皆さんともう一度振り返ることも必要かと思っています。そのタイミングは後ほど提案するとして、今日のところは、まず前回から引続いての課題について審議・ご議論いただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

事務局

それでは審議に入らせていただく前に、事前に資料を送らせていただいておりますが、本日改めてお席に資料を配布させていただいておりますので確認させていただきます。追加資料としまして、事前に送りましたものが振り返り資料として資料1というように送らせていただいておりますが、ご意見を単なる羅列として列挙しておりますと分かりづらいというご意見がございました。急きょ私どもなりに内容をまとめることによって皆様にご覧いただきやすくなるようにと、前回送りました資料1とかぶるものでございますが、まとめさせていただいたということで、追加資料の一つでございます。

もう一つ、第2回策定審議会の会議録がございます。これにつきまして、事務局からの説明の部分は割愛させていただいておりますが、皆様のご質問やご意見、回答に対して掲載しております。これを確認いただきまして、自分が言った意見はこのようではないとか、この表現はふさわしくないとか、そのようなことを承りまして1週間おきました後、ご理解いただければホームページに掲載して広く市民の皆さんにお知らせしたいと考えております。

また、自治基本条例ニュースというものがあります。会長を始め皆様からも広く審議過程を公表してほしいという意見を承っておりますので、その一つの手法として第1号をつくってみました。これにつきまして、3月1日号広報せきと同時に、班回覧ということで皆さんにご覧いただけるようにいたします。合わせて市のホームページでもご覧いただけるようにいたします。また、事前にお送りしていただきました資料1は今回まとめて追加資料として差替えしておりますが、資料2は新規にご検討いただく部分でございます。これにつきましても、前回からの素案の提示について事務局が準備しすぎているのではないかというご意見がありまして、今回事務局の方で皆様により理解

をしていただくためにと準備してきました。貴重なお時間をさいてお運びいただいているので、できるだけ少しずつ前に進めればという思いで準備をさせていただいたのですが、前回辺りからそのようなご意見、鈴木会長のご指導がございまして、資料2の方で条文素案というように表現をしていろいろ書いておりますが、これにつきましては今回すでに送らせていただきましたが、次回からは検討事項という形でキーワードだけを、そして、もう少し必要な部分があれば簡単に出していきたいと思っています。今回資料2で出させていただいた形は次回からはその形をとらずに、お出しする条文としてはシンプルで分かりやすいものに整理したいと思っています。その内容につきましては今回十分な調整ができずにお出ししてしまい申し訳ありませんでしたが、次回からは鈴木会長とも十分協議をいたしまして、そのうえでお手元にお届けできるようにしたいと思いますので、今回につきましてはこの形でご了承いただきたいと思っています。

お手元に送らせていただいたもの、今日追加で送らせていただいたもの全てでございますでしょうか。もし不備がございましたら事務局にお申し付けください。それでは、さっそく審議に入らせていただきます。審議会条例の規定により、会議の議長を会長にお願いしたいと思います。

## 2 条項について

会長

本日次第にありますように、審議事項は自治基本条例の中で主な検討項目としてある中の目的・定義・条例の位置付けを継続してご審議いただくことと、合わせて次のテーマである基本理念・原則や、その中で特にまちづくりの中心になっていく主体について、例えば、子どもたちのことであるとか、市民の皆さん、事業者の皆さん、地域コミュニティのことであるとか、いろいろと新たな検討していただきたいことも出てきます。そのようなことがそこに列挙してありますが、これから、皆さんでグループに分かれて議論を深めていただきたいと思っています。前回と同様3つのグループを用意しましたので、そこで一度前回の議論の振り返りをさせていただいて、それを踏まえて今日の内容について進めていただければと思います。

事務局

それでは、それぞれのグループに分かれていただきます。前回大変

狭い所でお隣の声が聞こえすぎるというご意見がありました。今回は部屋を3つに分けます。Aグループにつきましてはこの部屋でご議論いただきます。Bグループにつきましては6-1の部屋に、Cグループにつきましては6-3の部屋に移っていただきます。グループに分かれますが、傍聴の方がいらっしゃいます。それぞれの部屋に、自由に傍聴の方は出入りしていただいて結構でございますので、グループ討議の様子をご覧いただきたいと思います。それでは、グループに分かれてご討議いただいた後、8時半を目安にこちらへ戻っていただきまして全体会議として、それぞれのグループ討議の結果をご報告いただくことにしたいと思います。要領としてご理解いただけたでしょうか。

会長

事務局から説明があった通りですが、少しだけ補足させてください。前回やったやり方をもう少し上手くできないかという観点で振り返ってみました。前回皆さんのテーブルに市役所の職員が付き、議事の記録をたどってパソコン上で出して議論の内容を紹介したのですが、いろいろな意見を出したので論点になりきっていなかったこと、何が強調されているかはっきりしなかったことがありました。記録はともりますが、話し合いの中で8時半に集まっていた前の段階で、5、10分でも構いませんので、他のグループの皆さんに話し合った内容で特に強調して伝えたい、あるいは、グループの中で論議に及んである程度合意を得られたこととか、特徴として出されたこととか、他のグループの皆さんに考えてほしいこと、このような論点を一度グループの中で整理をしておいていただいて、ここでご報告いただいた方がシンプルでいいであろうと思います。行政が用意した資料を棒読みしていくと、皆さんが議論をしていただいたこととずれてしまう可能性があるため、話し合いと同時に他のグループの皆さんに広く伝えるべきポイントなどをグループ毎の議論の中で最後の方で結構ですのでまとめていただいて、報告者の方に報告していただきます。ご報告時間はだいたい3分くらいを目安にします。積極的にご議論いただきたいと思います。報告を含めて議事録の方で記録をとっていただいて、次につなげていきたいと思います。

事務局

それでは、Aグループは大会議室、Bグループは6-1、Cグループは6-3に合流をお願いします。それぞれのグループの進行係の方はよろしくをお願いします。

### 3 グループ討議

委員が3グループに分かれ討議

### 4 発表、意見交換

会長

今からまとめをしていきたいと思います。議題では、4番目の意見交換・発表のところですか。各グループで出された意見、様々な意見があったと思いますので、その特徴点とか皆さんが共通してまとめられたような意見、あるいは逆に、意見が分かれた論点であるとか、この辺りを紹介していただこうと思っています。A、B、Cの順でよろしいですか。グループの中でどなたかまとめていただいたと思いますのでよろしくお願いします。

#### (Aグループ)

委員

Aグループから発表させていただきます。目的と定義と位置付けの前回やった3つの内容について、もう一度議論を深めるという形になりました。目的については、地域委員会制度、自分たちのことは自分たちで決めることが重要である、地域委員会を見据えたうえで自治基本条例を考えないといけないという話になりました。また、豊かさや夢など響きが良い変わりになかなか具体性がなくて理解できない言葉もあるので、そのようなものだけをつかうのは注意するべきであろうという意見がありました。住民に分かりやすい表現でまちの姿を進めていくべきである。前文を検討しながら目的について検討したらどうかということで、前回の議論の中で、前文のアンケートを上手く抽出してという話がありましたので、それを反映してほしいということです。そして、市民自治の実現が目指すものであります。律するのは大切なことで、それが市民であると思います。また、全ての市民がそうではないので啓発が必要であり、教育とか人づくりが必要であるという意見が目的のところでも出ました。

グループの方向性としては、細かい所よりはイメージできるような関の姿みたいなものを一つ提示してもらうことと、地域委員会のシステムに移行しようという動きの中で、現状ですと例えば、地域の利権の代表者、代弁者が議員であったりする、地域のひとつの力みたいな、パワーゲームみたいな所があるので、それをよしとしてきた住民の意識もあるので、そのようなことが順番に移行されていくことが大事だという意見がありました。

定義については、基本的には郷土である関市を愛する人に限定して

はどうか、ただ「愛する」という言葉も難しいので、「居住している人」と定義した方が良いという意見もありましたし、外国人を含めるかどうか今後の課題として議論を深める必要がありますね、法人についてもきちっとした定義が必要ではないか、通学・通勤・活動している人という言い方の部分も基本的には入れない方が良いのではないかと意見が多くありました。最後に、最高規範性という位置付けの部分で、最高規範性という言葉は、まちづくりの基本的な背骨と言いますか、考え方として位置付けるべきであるが、最高規範性という言葉には関しては、いろいろ意見があり、もう少し議論をする必要があります。一番怖いのは、言葉だけが一人歩きして、悪用されたり本来の意図とは違う使われ方をされたりするのは怖いので、言葉の使い方はちょっと注意が必要ということでした。

会長

Aグループの発言で、Aグループの方で何か追加のご意見はございますか。また気が付いたことがあれば言っていただければと思います。

(Bグループ)

委員

前回、目的しか話し合うことができませんでしたので、今日は目的のところからもう一度話し合いをしまして、4つ基本理念・原則のところまで話し合うことができました。そこで出た意見を一つずつ紹介していきます。

先ず目的に関しましては、キーワードとして大事なところとして「安心・安全」と「幸せ」という意味を入れていくべきではないかという意見が出ました。定義に関しましては、Aグループと違って面白く思いますが、もっと広げるべきだという意見が多くありました。関に生まれて外に出て、ふるさとを関に持っている人も含めていくべきだということや、関市をこよなく愛する者というような市民としての定義も広げていってもいいというような意見がありました。

もう一つ、日本国籍を有する者に限定すべきという意見がございましたけれども、それに関しましては、一緒に関市に住んでいる人たちなので、この部分に関しては反対という意見が大半でした。協働の定義については、多様な人が関わっている、多様な人が力を合わせるという項目もぜひ入れて欲しい。まちづくりの定義は、まちづくりというと市街地を連想してしまうので、合併した郡部の方々を取り残された感がないような言葉に定義してほしい。関市一体となれるようなまちづくりということにしてほしいという意見がありました。また、

まちづくりのまちが平仮名なのか漢字なのかという意見が出まして、平仮名のまちの方が柔らかさもあり、温かみがあり、人の力が通っているので良いのではないかという意見がありました。ここには定義としては無いのですが、市民活動やNPOということ、これから担っていく大事なものであるので特だして定義していくべきであるという意見が出ました。企業も定義して一緒に活動していけるようなものにしていければという意見が出ました。

位置付けですが、条例の位置付けに関して関市にとって最高のもの、最高な条例という部分なので、最高規範性という部分は入れていっても良いのではないかという意見でした。大事な条例でありますし、規律など強い言葉、インパクトも大事ではないかということで、最高という言葉を入れても良いのではないかという意見がありました。

最後に、基本理念・基本原則に関しまして、Aグループからもあったように地域のことは地域で考えて実行できる、地域自治の原則といえますか、そのようなものの特だして原則に入れていくべきではないかという意見が出ました。

会長

Bグループの皆さんの方で補足や追加はございませんか。

(Cグループ)

委員

前回定義のところまで入り込んだのですが、条例の位置付けまで話し合いができていなかったわけですが、今回1、2、3までできましたが審議までは入れませんでした。その中でも目的では、住民・行政・議会の位置付けを明確にしていくこと、3者は対等あるいは同様であることを原則として書き込むこと、そしてその3者は協働して良いまちをつくっていくこと、この3点でまとめました。テーマのところ一番ひっかかったところは住民という言葉です。意見として出てきたのは、住んでいる人、働いている人、学んでいる人、というようなざくっとしたものにしてあまりきつく縛らない。関市に関わるというような包括的な定義で良いのではないかということで話がまとめました。

条例の位置付けですが、A、Bグループでも出ましたけども最高規範という言葉なのですが、最高規範という言葉を使わなくても、例えば、最も尊重される基準であるというような言葉でも良いのではないかという意見が出ました。特にグループの中で強調されて出てきたのは、言葉の使い方としてもっと平易であるべきということです。市民が



会長

本を読むような感覚で読めるような文章で書いておくべきということが共通した認識として出ました。

Cグループの皆さんの中で、何か補足する点がございましたらいかがですか。

皆さんから協議いただいた内容をグループの方にご紹介いただきました。今日皆さんから出された意見をもう一度各グループで整理をして、また皆さんにこのような意見がありましたと還元できるように準備に入っていきます。

今日の話の中でいくつか学ぶべき点や、これからの条例の素案を検討していくうえで重要なポイントが出されました。それはどのようなことかと言いますと、ついこの間ですが、日本行政学会とか日本地方自治学会とか、私は日本地域経済学会の責任者とコミュニティ政策学会の責任者をやっていますが、このような二つの地方自治制度に関わる大御所の学会の責任者の方たちと自治基本条例の策定のあり方について、いろんな意見交換をする場所・機会を持ちました。そのような席のなかで、近年の傾向、これから大事にしなければならない観点として、皆さんが言いました平易な文章を使うこと、これは大事なことでした。法律は内閣法制局の判断などを尊重して、後世まで残るがっちりとした言葉を用います。例えばこれを英訳したり、中国語に訳をしたりと色々な言葉に直していくと不都合が起きたりします。これは使ってみると実際には分かることなのです。このようなことから特にこれからの日本社会、国際化社会のなかでは誰もが使える、いろんな理解の仕方ができるという、ある意味ファジーな部分も含めて平易な文章をこれから考えていかなければならないと思います。平易というのは抽象的などということでは必ずしもありませんが、いろんな世代の人たちが使える、そして、日本国籍の人だけでなく外国の人たちも使えるような言葉が大事であるとおっしゃっていました。もちろんそれは、学会の定義とかではありませんが、そのような傾向になっているとおっしゃいました。平易な言葉を使うというのはどこのグループでも今日か前回で出た可能性があります。この辺はこれから考えていかなければならないと思います。別の言い方をすると、自治基本条例が行政基本条例として平易な言葉を使うことで、これから関市の各種の条例や計画、規則というものも、今固いものであるとするならば非常に直されている可能性があるだろうと思います。そして、今日の話合いのなかで目的から定義・条例の位置付けについても一度おさら

い、見直しがされましたが、この自治基本条例は理念条例と言われますが理念というところがちょっと抽象的なので、本当の骨格は行政基本条例、つまり、これまでは憲法があり、憲法に基づいて法律をつくり、その法律に依拠して地方は行政運営とサービスを行うことが、1990年代の終わりくらいまでいろんな法律で謳われてきました。もともと、まちづくりに関わるのか、都市計画に関わるのか、住民の暮らしに関わることは例外ではありましたが、そのような傾向がありました。ところが、この自治基本条例をつくる地方分権の改革が2000年以降始まってからは、憲法に基づく法律、つまり、国の姿勢に準ずる、あるいは依拠するのではなくて、それぞれの地域の実情・生活課題をしっかりと見据えて、市民の立場、暮らしというものを尊重して行政運営を行っていくことを条例の目的として、これからの条例・計画・規則などを根拠にしていかなければいけません。この目的も国に依拠してとか、国を見ているのではなく、これから地域の市民の暮らしを尊重して行政運営をしていくことが主旨として書かれることが大事であることも学会の皆さんとの話し合いのなかで非常に実感させられたところでありましたし、今日皆さんの話にも出てきていました。

定義のところ、今日もいろんな意見が出されましたけれども、基本はやはり、市民の生活を尊重した行政運営を関市はしていくことになり、それに市民が協力したり、それを指導することが大事になります。それを関市の皆さんが使わない言葉を定義のなかで扱っても仕方がないと聞いていて思いました。例えば、住民という言葉と市民という言葉についてどちらを使おうかという意見があったと思いますが、皆さんが普段から住民、市民という言葉は明確に区別しているのでしょうか。もしそのことだけを取り上げるならば、住民という言葉も市民という言葉も定義の中に入れても良いと思います。多分、市民という言葉の中に住民という言葉が含まれるものであると思いますが、これから関市でもいろんな計画や条例、規則をつくったり、時には改正したりします。そのような作業をやっていく時に、他の部署では市民という言葉を使いたいというところもあり、市民の参画の基で計画や条例をつくる時には住民という言葉を使う方が良いという提案があり、どちらも使えるようにしておくことが基本条例としての一つのスタンスということになります。どちらかではなく、関市の皆さんや行政が使う言葉としてふさわしいものは、なるべく定義の中に入れておくことが大事であると思われました。ですから、住民、市民、行政、市という言葉もあると思いますし、NPO、企業、事業所、

そして協働という言葉の定義もあったり、最近協働のまちづくりとよく言いますから、そのまちづくりという言葉も明確にしておいた方がよいと思います。そして、市民憲章に書いてありますが、まちづくりというのは、関市ではどのように解釈していけばよいのか、憲章の意図をしっかりと振り返って考えることも必要であると思います。そして、条例の位置付けについては、前回議論が白熱したところではございますが、今日は、ある程度それを踏まえて皆さんのいろんな意見をまとめるような形で意見が揃っていったという気がしました。この辺りは特に 2000 年前の分権改革の前のところで、最高規範という言葉が他の自治体でもよく使われています。しかし、近年では、つまり 2000 年以降になると最高規範とか、まちの憲法という言葉よりもむしろ市が条例や規則、計画をつくったりする時に、常に市民の暮らしを尊重することをきちんと謳うというような約束事が示されるということの方が、これから、どんな条例や計画をつくる時でも大事にしないといけないことだと思います。むしろ、憲法や最高規範という言葉は固く厳密な感じがします。しかし、関市というまちを考えた時は、むしろもっと関市の行政運営をしっかりと市民目線に持っていくために良い言葉、表現があるかもしれません。むしろ内容の方に重きを置くやりの方が、これからの時代にはふさわしいかもしれません。今日皆さんのお話はその辺りに随分シフトしていった部分、そこをどうしていくかはこれから今回出された意見を後日検証して、再度ご検討していただくことになるかと思えます。今日は振り返りの時間を取っていただいて、今のようなところを教えていただいたように思えました。一部この基本理念及び原則に踏み込んでいただきましたので、この辺りを次回に渡ってグループで論議をしていただくこととなります。今日は、前回の定義についていろんな知見を基にお話をされましたけど、関市のこれからのありようを考えた時、どのような定義がふさわしいのかということを考え、お互いに意見交換をしていたように思いました。

事務局

次回のご案内をさせていただきます。3月28日の木曜日19時からのお予定です。会場はまた市役所の会議室を予定しておりますが、まだどこの部屋かは決定していません。それから、今日お手元にお配りしました第2回の会議録ですが、1週間以内にお目通しいただきまして、もしお気づきの点がありましたら事務局の方へご連絡ください。

委員 前文のアンケートは回収しますか。

事務局 前回お渡しいたしました前文に関するアンケートですが、お持ちの方は事務局にご提出いただきたいと思います。もしお忘れの方は、できるだけ速やかにFAX等で送っていただければと思います。

会長 本日第3回目の審議会は終了したいと思います。

(閉会 午後9時12分)